

ジュニア防災リーダークラブ規約

(総則)

- 第1条 本団体は、正式名称を「ジュニア防災リーダークラブ」とする。
- 2 ジュニア防災リーダークラブ（以下、本団体）に参加できる者は、松山市内にある小学校・中学校及び高等学校に籍を置く、小学5年・6年生の児童と中学生、高校生の生徒とする。
- 3 本団体への加入は、参加を希望した児童・生徒の保護者の承諾を必要とする。従って、本団体は、総則第1条2項のもと、保護者の承諾を得た児童・生徒（以下、ジュニア防災リーダークラブ員）で構成される団体である。
- 4 本団体は、学校や地域と連携して、学校単位・地域単位のジュニア防災リーダークラブを設置できる。詳細は別に定める。
- 5 愛媛大学防災情報研究センターと松山市が連携し、事務局は「愛媛大学 松山防災リーダー育成センター」に設置する。住所は以下の通り。
〒790-8577 松山市文京町3番 愛媛大学防災情報研究センター内 松山防災リーダー育成センター

(目的)

- 第2条 本団体は、行政や企業、地域との連携により、防災・減災に関する知識や技術を学び、防災意識の向上を目指す。
- 2 いざという時に力になれる防災リーダーになるため、本団体の活動を通じて、他のジュニア防災リーダークラブ員及び活動関係者とコミュニケーションを図りながら、心身共に健全な人間性を涵養することを目的とする。

(活動内容)

- 第3条 本団体は、前条の目的を達するために以下のような活動を行う。
- 1) 専門的な研修・検定試験（座学・実践）
 - 2) 防災に関する調査・研究・発表
 - 3) 愛媛大学防災情報研究センター及び松山市が企画したイベントへの参加
 - 4) 自主防災組織の活動への参加（地域や行政との連携）
 - 5) その他会議にて必要と認めたこと

- 2 役員及び事務局は、ジュニア防災リーダークラブ員へ活動参加の案内と具体的な内容を連絡する。その際、保護者からの問い合わせや承諾書等の確認を必ず行い、一部負担金が必要な場合は、その金額を明記する。
- 3 ジュニア防災リーダークラブ員は、可能な限り積極的に活動に参加するよう努める。また、宿泊・入場等に費用や特段の対応を要する一部の活動を除き、行事活動は、保護者の見学を可能とする。
- 4 年度末に実施する報告会にて、活動に積極的に参加し、愛媛大学防災情報センターと松山市が定める「ジュニア防災リーダー認定チャレンジ」で優秀な成績を収めたジュニア防災リーダークラブ員を表彰する。このほか本団体の活動を通して、会長が優秀と認めたジュニア防災リーダークラブ員も同様に表彰する。

(役員)

第4条 本団体は、前条の活動内容を遂行するため、次のとおり役員を置く。但し、毎年の役員編成により、必ずしも以下の通りでなくても良いとする。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 1名
- 3) 事務局長 1名
- 2 会長は本団体を代表し、本団体を総括し活動の指揮を行う。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある場合は、その職務内容を役員及び関係者と協議し代行する。
- 4 役員の任期は、原則4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- 5 役員交代に際し、本団体が不利益を被らないよう前任者は責任を持って後任への引き継ぎを行う。

(加入及び脱退・継続 等)

第5条 本団体への加入は、年度始めの公募を原則とする。

- 2 ジュニア防災リーダークラブ員として加入した者は、高校を卒業するまで在籍することとする。但し、途中で脱退を希望する者は、その意向を事務局に届け出るにより脱退することができる。
- 3 ジュニア防災リーダークラブ員の持病等による発作や体調不良に関して、当団体は責任を負わない。よって、要配慮の必要な児童・生徒が希望する場合は、加入及び活動内容を保護者と相談し、参加の有無を検討する。

(イベント費用及び保険 等)

第6条 本団体の活動内容について、保険が必要と役員が判断した場合は、団体に加入する。その際には、個人負担はないものとする。

2 イベント参加に関しての費用は、基本無料とする。但し、場合によっては一部負担とする可能性もある。

(免責)

第7条 活動中の自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、そのほか異常な自然現象等を意味する)や、それにより発生した災害(土砂崩れ、地すべり、土地の隆起・沈下、液状化等を意味する)には、最大限生命を優先した行動を行う。

2 愛媛県、松山市等から、活動に係る通達及び措置が出た場合や、天候状況等によるイベント実施の判断は役員が行う。尚、予定したイベントの変更や中止、延期等に伴う個人の損害等について本団体は責任を負わない。

(附則)

1. この規則は、令和2年4月1日から施行する。
2. この規則の一部を改訂し、令和4年4月1日から施行する。
3. この規則の一部を改訂し、令和5年4月1日から施行する。